

議案第30号

城陽市印鑑条例の一部改正について

城陽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市印鑑条例の一部を改正する条例

城陽市印鑑条例（昭和51年城陽市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成25年法律第 27号）第2条第7項に規定する個人番号カー ド</u>を利用することにより、多機能端末機（本市 の電子計算機と電気通信回線で接続された端末 機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書 等を発行する機能を有するものをいう。以下同 じ。）で印鑑登録証明書の交付を受けることが できる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、 <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機 構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153号）第22条第1項に規定する個人番号 カード用利用者証明用電子証明書又は同法第3 5条の2第1項に規定する移動端末設備用利 用者証明用電子証明書</u>を利用することにより、多 機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線 で接続された端末機で、当該端末機の操作によ り印鑑登録証明書等を発行する機能を有するも のをいう。以下同じ。）で印鑑登録証明書の交 付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市印鑑条例（昭和51年城陽市条例第1号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略

参考資料

城陽市印鑑条例の一部改正条例要綱

1 改正内容

印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る要件について、マイナンバーカードに搭載された電子証明書に加えて、スマートフォンに搭載された電子証明書による交付を可能とする旨規定する。

2 施行期日

公布の日